

東京都では、青少年に対するインターネット上の有害情報対策や生活習慣を乱すような利用や依存的な利用を抑止することを目的として、平成23年11月21日に携帯電話端末等と機能を推奨しましたので、お知らせいたします。

～推奨した携帯電話端末等及び機能一覧～

No.	申請者	推奨区分	推奨種別	端末・機能名	推奨条件
1	ソフトバンクモバイル株式会社	おおむね小学生程度	端末推奨	みまもりケータイ SoftBank 005Z	
2	株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ	おおむね小学生程度	端末推奨	キッズケータイ HW-02C	※事業者が提供する「迷惑メール対策設定」を利用することによる。
3	株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ	おおむね中学生以上	機能推奨	親子モード/迷惑メール対策設定/アクセス制限カスタマイズ/タイプリミット/ご請求内訳サービス/一定額到達通知	【以下の機種に限る】 ■発売中の機種 ①F-05C、②F-09C ③F-10C、④F-11C ■販売終了 ①F-01B、②F-02B ③F-03B、④F-04B ⑤F-06B、⑥F-07B ⑦F-08B、⑧F-01C ⑨F-02C、⑩F-03C ⑪F-04C
4	KDDI株式会社	おおむね小学生程度	端末推奨	mamorino2	
5	KDDI株式会社	おおむね小学生程度	機能推奨	ティーンズモード	【以下の機種に限る】 ①G' ZOneTYPE-X ②CA007 ③CA006 ④SH011
6	KDDI株式会社	おおむね中学生以上	機能推奨	ティーンズモード/料金安心サービス/料金明細サービス/利用時間制限	【以下の機種に限る】 ①F001
7	株式会社ウィルコム	おおむね小学生程度	端末推奨	WX01A 安心だフォン	※事業者が提供する「位置検索サービス」を利用することによる。
8	株式会社ウィルコム	おおむね小学生程度	端末推奨	WS005IN nicoハート	※事業者が提供する「通話相手先限定サービス」及び「位置検索サービス」を利用することによる。
9	株式会社ウィルコム	おおむね小学生程度	機能推奨	管理者ロック/位置検索サービス (京セラ製端末向け)	【以下の機種に限る】 ①WX01K ②WX02K ③WX03K
10	株式会社ウィルコム	おおむね小学生程度	機能推奨	あんしんロック/位置検索サービス (京セラ製端末向け)	【以下の機種に限る】 ①WX334KP Premium Shell ②WX334K HONEY BEE BOX
11	株式会社ウィルコム	おおむね小学生程度	機能推奨	管理者ロック/位置検索サービス (JRC製端末向け)	【以下の機種に限る】 ①WX330J ②WX330JE
12	株式会社ウィルコム	おおむね小学生程度	機能推奨	セキュリティ機能/位置検索サービス (SII製端末向け)	【以下の機種に限る】 ①WX01S

※ 推奨した携帯電話端末等又は機能の詳細については、各事業者の店頭等で説明がされます。

【保護者の方に注意していただきたいこと】

- ① この推奨制度は、都が、保護者に対し、青少年に携帯電話端末等を持たせることを推奨するものではありません。
- ② また、青少年が推奨された携帯電話端末等以外のものを使用することを禁ずるものではありません。
- ③ 青少年が推奨した携帯電話端末等を所持している限り、青少年が違法、有害な行為を行わないことや、犯罪等に遭わないことまでも保障するものではありません。
- ④ 推奨の要件を満たす機能を解除しないよう、各種設定や変更をする際のパスワードは、保護者が管理する必要があります。安易に子供に教えると、子供が独断で機能設定を解除し、携帯電話端末等を利用する上での危険性が高まるおそれがあります。

1 推奨制度について

- (1) この推奨制度は、東京都青少年の健全な育成に関する条例第5条の2の規定に基づくものです。
- (2) 「おおむね小学生程度」、「おおむね中学生以上」の2つの区分に応じて推奨しています。
- (3) 東京都が推奨した携帯電話端末等（以下「端末」という。）及び機能を、東京都のほか、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の九都県市においても共同して推奨することとしています。推奨した端末及び機能には「九都県市携帯電話等推奨マーク」が事業者により、カタログ等に表示されることとなります。
「九都県市携帯電話等推奨マーク」は右記のマークとなります。



2 主な推奨基準について

- (1) 利用時期を2つに区分
利用時期を「専ら保護者等との連絡のために携帯電話を利用する時期（おおむね小学生程度）」と、「インターネット利用について学習している時期（おおむね中学生以上）」の2つに区分しました。
- (2) 区分ごとの主な要件
 - ア おおむね小学生程度の区分では、ウェブサイトの利用ができないことのほか、青少年が保護者の望まない相手と連絡を取ることを防止できること等を要件としています。
 - イ おおむね中学生以上の区分では、ウェブサイトを利用する場合に、いわゆるホワイトリスト方式のフィルタリング機能を有していることのほか、深夜の利用制限ができること、生活習慣を乱すような利用を抑止することができること等を要件としています。
- (3) 両区分における共通の要件
上記(2)の要件を満たす端末や機能は、下記のア・イの要件を満たすことも求められます。
 - ア 契約時において、全ての要件を満たす機能が一括して提供されていること。又は、保護者が機能の設定を容易にできるためのマニュアル等が用意され、かつ、機能の設定や変更の操作が複雑でないこと。
 - イ 契約時において、要件を満たすようにするための機能を設定するパスワードを保護者に設定させるなど、青少年が推奨基準を満たさないような設定に変更できないように保護者が必ず機能の設定や変更をする際には関与する仕組みが確保されていること。

3 端末の推奨と機能の推奨の違い

端末の推奨とは、原則として機能設定やサービスの申し込み等を行うことなく推奨基準の要件を満たすことができる機能を有する端末であり、かつ、設定の変更等によって当該機能を解除すること等が不可能なものについて推奨するものです。

一方、機能の推奨とは、端末自体は要件を満たさなくとも、「通話制限機能」、「メール制限機能」、「時間制限機能」、「フィルタリングサービス」等といった推奨基準を満たした機能やサービス（以下「機能パッケージ」という。）を利用することで、端末が要件を満たす場合に、この機能パッケージを推奨するものです。

推奨した「機能パッケージ」は、携帯電話事業者に申し込むだけで端末が要件を満たすわけではなく、保護者が設定を行う必要があり、保護者が適切な管理することが求められます。

【推奨制度に関する問い合わせ先】

東京都 青少年・治安対策本部 総合対策部 青少年課
電話 03-5321-1111（内線 21-749）